



2024年7月31日

各位

会社名 PHCホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 出口 恭子
(コード: 6523、東証プライム市場)
問合せ先 経営管理部 上席部長 木村 正志
(TEL. 03-5408-7280)

**事後交付型業績連動型株式報酬制度及び事後交付型株式報酬制度に基づく
当社及び当社子会社の役員へのユニットの付与に関するお知らせ**

PHCホールディングス株式会社(以下「当社」)は、当社の取締役、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、事後交付型業績連動型株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット制度)(以下「PSU制度」)及び事後交付型株式報酬制度(リストラクテッド・ストック・ユニット制度)(以下「RSU制度」といい、PSU制度と併せて「本制度」と総称。)を導入しておりますが、本日開催の当社取締役会において、本制度に基づいて、ユニットを付与することを決定いたしましたので、お知らせします。

記

1. PSU制度に基づくユニットの付与

(1) 対象者の人数及び付与するユニットの数

- ・当社の社外取締役を除く取締役 2名
- ・当社の執行役員及び事業部長 11名
- ・当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員 84名
(数値目標の達成率により、合計最大301,422株に相当するユニット)

(2) PSU制度の概要

対象者に対し、当社取締役会が定める期間(以下「評価期間」。なお、今回付与するPSUの評価期間は、2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度とします。)中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度等に応じて、0%から200%の範囲で算定される数の当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

今回付与するPSUの評価期間における評価方法としては、2024年3月末時点と2027年3月末時点の(a)当社の株主総利回りの伸長率と(b)東証株価指数(TOPIX)の株主総利回りの伸長率を比較した上で、支給するユニットの0%~200%の範囲内で、交付株式数を算出します。具体的には、(a)が(b)の125%以上の場合には200%、(a)が(b)と一致する場合には100%、(a)が(b)の75%以下の場合には0%として、交付株式数を算出します。

(3) ユニットの付与日

2024年9月2日

2. RSU制度に基づくユニットの付与

(1) 対象者の人数及び付与するユニットの数

- ・当社の執行役員及び事業部長 9名
- ・当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員 732名
(合計953,044株に相当するユニット)

(2) RSU 制度の概要

対象者に対し、当社取締役会が定める期間に応じた数（原則として3年分に相当する数）のユニットを事前に支給し、1年経過する毎に、継続勤務を条件として、かかる期間が満了するまでの年数に応じて按分したユニット数（原則として、毎年3分の1ずつ）を確定させ、当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

(3) ユニットの付与日

2024年9月2日

3. 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、各対象者に交付する当社普通株式の数に応じ、(i)対象者の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（当社の取締役が対象者となる場合に限り、）又は(ii)現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象者に支給し、各対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資する方法により、当社普通株式を対象者に割り当てます。

上記(i)の方法による場合、当社が発行又は処分する普通株式は、金銭の払込み等は要しませんが、ユニットが確定し、交付される株式数に、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下「決議日前日終値」）を乗じた金額を対象者の報酬額として算出します。上記(ii)の方法による場合、各対象者に支給される金銭報酬債権の額は、ユニットが確定し、交付される株式数に、決議日前日終値を乗じて算定します。

4. 途中退任時の取扱い

ユニットの確定は、原則として、その確定時に対象者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員等であることを条件としますが、対象者がユニットの確定前にその地位を喪失した場合であっても、当社取締役会であらかじめ定める事由による地位喪失のときは、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（但し、PSU 制度における当社の社外取締役を除く取締役に関しては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 165 百万円以内といたします。）を支給することができるものといたします。

5. ユニットの消滅事由等

対象者が、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部又は一部を喪失するものとします。また、ユニットの確定後に、かかる事由又はその原因となる行為が確定前に存在していたことが判明した場合において当社が相当と認めるときは、対象者は、かかるユニットに関して交付を受けた当社普通株式の全部若しくは一部又は相当する額の金銭を無償で返還するものとします。

6. 組織再編時の取扱い

当社は、当社普通株式交付までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会）で承認された場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（但し、PSU 制度

における当社の社外取締役を除く取締役に関しては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 165 百万円以内といたします。)を支給することができるものといたします。

以上